



一般社団法人

日本芸術文化友好親善協会

〒167-0053 東京都杉並区西荻南 2-21-10 HKビル 2 B1F

TEL/FAX: 03-5941-6226 URL: <https://j-acfa.org/>

Japan art and culture friendship association

編集・発行人 江藤雅樹

～あらたなる～

友好の風

第9号

## 【設立6期目を迎え】

令和6年(2024年)5月7日、一般社団法人日本芸術文化友好親善協会はおかげさまで6期目を迎えることができました。この5年間、有形無形に様々な御支援を賜りました御支援者の皆様に、この場をお借りして心より御礼を申し上げます。

## 【5年を振り返り】

新時代を迎える令和元年にスタートした当協会は、日本とロシア間における隣国との友好親善交流を、芸術をきっかけとして様々に取り組み、同時に国内でも障害者団体との交流を進めるなど、社会に散見される無理解を解消するべく、相互理解を深めるきっかけを国内外で生み出してまいりました。

これまでの5年の間、これらの活動を継続するには数々の大きな試練もありました。

一つ目に「世界的な新型コロナウイルスのまん延」です。

2018年、当協会設立前年から始まったロシアとの文化交流は、2020年までの間に大きな発展を遂げました。能楽を中心とした極東ロシア公演、2019年の「日露合同文化芸術フェスティバル」への出演、そこで出会った歌手アナスタシア・トリフォノバ氏との共作で生まれた、日露・日サハリン友好の曲「一番近い友のうた」、そして2019年10月に東京で、2020年2月にロシア・サハリン州で行われた同曲の披露コンサートでは、理事長で作曲家の江藤雅樹と、専務理事でヴァイオリニストの江藤しのぶが現地のオーケストラと共演するという、これまでに前例のない日露文化交流事業を大成功裡に終えることができました。



(上) 2019年6月「日露合同文化芸術フェスティバル」  
(下) 2019年10月と2020年2月に日露それぞれで行われたコンサートの様子

しかし、新型コロナウイルスが大流行し始めた2020年3月以降は国境が閉じられ、あらゆる人的交流が遮断される事態となります。それでも当協会は遠隔での交流を絶え間なく続け、コロナ禍において中継による出演での日露文化交流事業を手掛けるなど、コロナ禍が終息した後の来たるべき日に向けて交流を続けてきました。

しかしそのような中で、2022年2月24日に始まったのがロシアとウクライナ間での軍事的対立です。

当協会活動する私たちが最も悩ませたのは、日本国内における対ロシア感情の悪化でした。私たちは侵攻後も、ロシア国内に住む文化人・友人達と緊密に連絡を取り合い、交流を今でも続けています。錯綜する西側寄りの情報を見聞きし、日本人がイメージしているロシア人の国民感情と、実際のロシア人の考えや思いは大きく乖離していることを私たちは理解していました。しかし、ロシアと市民レベルでの友好親善交流活動が続ける私たちが置かれた環境は、文字通り正しき理解の欠如した「無理解」の風に煽られることになっていきます。

そのような中で、当協会の活動をご支援くださる皆様には、大変に勇気付けられ、また当協会の存続が危ぶまれるような状況でも、打開のために多大なる御支援を頂きましたこと、改めて心より感謝申し上げます。

本号では令和6年スタートと共に、ダイナミックに加速した当協会の活動をご紹介します。

## あなたの支援で芸術が世界をつなぐ 2024年度賛助会員を募集中。

詳しくは最後のページの

「一般寄附金募集のご案内」をご覧ください

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会は、芸術文化を通じて、表現者、創作者が主体となり、相互理解の進んでいない国際問題、社会問題の解決に、交流と友好親善のきっかけを生み出すことで貢献していきます。民間から始まる私たちの活動は、理念にご理解とご賛同をいただいた皆様からのご寄付によって支えられています。ぜひ私たちの活動に、サポーターという立場からご支援、ご参加ください。

## 【新作 | それでも人生に然りと云う】

令和6年(2024年)2月18日、兵庫県立芸術文化センター神戸女学院ホールで開催された、新作披露音楽会「美しき響き」において、理事長・江藤雅樹作曲による「それでも人生に然りと云う」が初披露されました。この作品は、ナチスドイツによるユダヤ人絶滅政策によって、アウシュビッツをはじめいくつもの強制収容所に送られながらも、奇跡的に生還した精神科医・心理学者のヴィクトール・エミール・フランクルを主人公とした新作楽舞です。

この作品の披露において、江藤理事長は会場を埋め尽くした観客の皆様に向けてこのようにスピーチしました。

「人生には色々なことが起こります。しかし、例え経済的に困窮しても、病に侵されても、そして例え強制収容所に送り込まれても、私たちが、私たちの人生の側から突き付けられた“運命”に対して、どのような態度をとるのかだけは、どこまでも自由なのです」

世界が混迷を深める中で、一人の日本人として、そして世界市民として、私たちがどのような態度をとるのか、その選択が未来を決めるというメッセージは、会場を埋め尽くした来場者の心に深く響きました。



新作楽舞「それでも人生に然りと云う」を初披露



KHギャラリーでの新作公演の様子

## 【KH ギャラリーでの出会い】

続いて4月24日には、兵庫県芦屋市にある世界的デザイナー・コシノヒロコ氏のKHギャラリーで新作公演が行われました。

この席上では、ご来場下さった中華人民共和国駐大阪総領事館の薛劍<sup>せつけん</sup>総領事、在大阪ロシア連邦総領事館のアレクサンダー・テルスキフ総領事、イワン・プロホロフ国際交流PSH会長(元・在大阪ロシア連邦総領事)、国際交流PSH創業者プロホロフ加代子氏との出会いに恵まれ、ここから急展開で日本と隣国との間における、芸術を通じた市民レベルでの文化交流の重要性について対話が加速します。

## 【中華人民共和国駐大阪総領事館での語らい】

5月、江藤理事長は中華人民共和国駐大阪総領事館、薛劍総領事のご招待によって、中華人民共和国駐大阪総領事館で薛劍総領事、イワン・プロホロフ国際交流PSH会長、プロホロフ加代子国際交流PSH創業者と会談し、現在の国際情勢、中日間に横たわる課題について、忌憚なく胸襟を開いた対話が繰り広げられました。

「アジアは運命共同体である。世界の緊張が高まっている時こそ、隣国との友好的な関係を育むことが重要。そのためには、市民レベルでの文化交流による、両国民一人一人に向けた啓蒙活動が重要である」

という見解を柱として、参加者一同の心は一つとなっていきます。

江藤理事長から語られた、

「両国間の緊張感の高い時こそ最も重要なのは、市民レベルでの文化交流だと私は思います。そして、芸術には対話のきっかけを生み出す力があり、芸術にはその使命があると私は思って活動しています」

との言葉をきっかけに、今後、芸術を通じた相互理解を育む文化交流の促進のために、意見交換を重ね協力していくことが確認されました。



全員での記念写真を撮影



会食を交えての和やかな対話

【ロシア連邦ナショナルデー】

6月9日は在大阪ロシア連邦総領事館、アレクサンダー・テルスキフ総領事のご招待によって、在大阪ロシア連邦総領事館で開催されたロシア連邦ナショナルデーの祝賀式典に、当協会を代表して江藤理事長と高野幹事の2名が参列しました。



ロシア連邦ナショナルデー祝賀式典の様子

式典の終了後には、テルスキフ総領事を囲んで少人数での語らいの場が設けられ、ここでもまた緊張感の高い近年の露日関係において、いかにして両国民の相互理解を深めていくかについて、踏み込んだ対話が行われました。

語らいの場の最後には、式典会場に設置されたグランドピアノ「エストニア」を江藤理事長が演奏し、日本で生まれロシアで長年愛される名曲「恋のパカンス」(ザ・ビーナッツ)を日本語とロシア語の両方で歌唱。会場にいたロシア人、日本人が言葉や文化の差異を越え、両国が共有する芸術を通じて、歌声と心が一つになるひと時が生まれました。



イワン・プロホロフ氏と懇談



江藤理事長がグランドピアノ「エストニア」で演奏

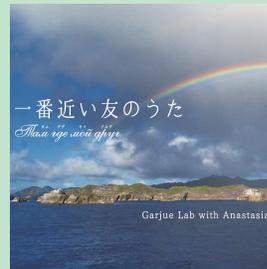
奇しくも当協会が誕生するきっかけとなったのは、2018年12月2日にロシア・サハリン州ホルムスク市で行われた公演において、江藤理事長が壊れたピアノ「エストニア」に出会い4時間かけて修理し、無事公演を行った出来事です。6年ぶりのエストニアとの再会を節目に、当協会は難しい世界情勢の中で、ますます相互理解を深めるための活動にこれからも邁進して参ります。

【ご案内】

当協会が2019年に行った日露友好プロジェクトにより制作された曲「一番近い友のうた」を日本語版・ロシア語版それぞれと、この曲を初めて披露した東京でのコンサートで演奏した曲などを収録したCD

「一番近い友のうた～Там где мой друг～」

がネットショップ「BIGMADE MUSIC ONLINE STORE」はじめ全国主要CDショップ、Amazonで好評発売中です。



CD7曲収録アルバム  
「一番近い友のうた～Там где мой друг～」  
Garjue Lab with Anastasia 税込2,000円

1. 一番近い友のうた～Там где мой друг～
2. ギフト
3. あわのうた—Авано Ута—(Live in Tokyo)
4. うらら (Live in Tokyo)
5. ホルムスクの記憶
6. Там где мой друг (一番近い友のうた)
7. 一番近い友のうた

【令和5年度(令和5年4月～令和6年3月)にご支援頂いた皆様へ】

当協会設立5年目の今年度は、昨年度に引き続き国際情勢による大きな影響を受けながらも、本会報でご報告のように、新たな楽舞作品が完成のうえ、皆様にご覧頂くことが出来ました。

ひとえに皆様から頂いた真心のご支援のおかげであり、協会スタッフ一同、心より深く感謝申し上げます。

令和6年度は、この新作を通じて動き始めた隣国との交流再開や新たな流れを大切にしながら、国内外にかかわらず様々なご縁とお繋がりを頂く中で、当協会も今以上に芸術を通じての文化交流、社会における相互理解を深めるための挑戦を一層進めたく存じます。

令和6年度も皆様からのご指導ご鞭撻を賜りまして、何卒ご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

【令和5年度にご寄付を頂いた皆様のご紹介】

- ・株式会社 MONDS 様
- ・平山麻奈 様
- ・江藤雅樹 理事長
- ・株式会社 ゴーン 様
- ・藤之木一海 様
- ・谷美穂 様
- ・道津和子 様

(2024年3月末現在、五十音順。お名前の掲載をご許可頂いた方のみ掲載しています)

あなたの支援が世界をつなぐ、2024年度賛助会員を募集中。

詳しくは最後のページの「一般寄附金募集のご案内」をご覧ください

## 一般寄附金募集のお知らせ

当法人は芸術文化の活動を通じて、国内社会に散見される社会的弱者に対する理解や、国際的友好関係の乏しい国地域との理解の推進に関する事業を実施し、共生社会の実現のために不可欠である相互理解に寄与することを目的として各種事業活動を行っております。

つきましては、事業に必要な資金として、当法人の事業活動にご理解とご賛同を頂き、是非ご寄附をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

なお、皆さまからのご寄附は、適切に管理し、有効かつ大切に使用させていただきます。

(寄附金についてのご質問などは担当・佐藤までお電話またはメールでお問い合わせください)

## 【協会理念】

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会は、社会のあらゆる場面で散見される社会的弱者に対する理解不足や誤解が、彼らが輝く機会を削いでいる現状を憂い、今後より一層求められる多様性への寛容、共生社会の実現のために必要不可欠である『相互理解』を拡げるきっかけを文化的営みを通じて提供したい、またこの営みを芸術家が主体となって行うことで、芸術家が持つたくいまれな才能を社会のために活かしていく場の一つになればとの想いに基づき、発足いたしました。

2001年文化芸術振興基本法の制定以降、文化芸術活動を保護推進する団体は数多く誕生しましたが、芸術家が主体となり社会貢献する事を目的とした団体は、まだ多くはありません。相互理解と助け合いが自然と広がる豊かな社会の実現のために、芸術を通じて貢献していけるよう邁進してまいります。

## 【寄附金募集概要】

- 募集金額 1口10,000円以上 / 募集期間 常時(一般寄附金の場合)
- 下記「寄附申込書」をご記入の上、当法人宛にお送り下さい。  
**<お申込書を直接ご郵送またはFAXの場合>**  
右記キリトリ線から切り取って頂き下記へ郵送またはFAXでお送りください。  
〒167-0053東京都杉並区西荻南2-21-10 HKビル2 B1F  
一般社団法人日本芸術文化友好親善協会 宛 FAX 03-5941-6226  
**<お申込書をスキャンデータまたはスマホ画像等でメール送付の場合>**  
右記QRコードを読み取って頂くか、下記アドレスへのメールにてお送りください。  
メールアドレス/info@j-acfa.org
- 寄附金のお振込は、下記銀行口座をお願いいたします。(振込手数料のご負担をお願いします)  
銀行名:みずほ銀行 西荻窪支店  
預金科目:普通口座 口座番号:3009869  
口座名:一般社団法人日本芸術文化友好親善協会  
シャ)ニホンゲイジユツブツカンコウコウシンゼンキョウカイ
- 寄附金のご入金を確認後、「受領書」を発行いたします。
- 当法人は一般社団法人のため、下記につきまして予めご了承ください。  
(1) 寄付者が個人(自然人)の場合、所得税の申告時に寄付金控除はありません。  
(2) 寄付者が法人(企業)の場合は、資本金等の額と所得の額に応じて計算した損金算入限度額までは損金算入できます。



## 寄附申込書

申込日 年 月 日

一般社団法人 日本芸術文化友好親善協会 御中

一般社団法人日本芸術文化友好親善協会の活動に賛同し、右記記載の規程にある第3条「寄附条件」を満たすこと、並びに第5条「寄附金の使途」について承諾のうえ、以下の通り寄附を致します。

お名前(ご本人直筆) フリガナ \_\_\_\_\_

ご住所 〒 \_\_\_\_\_

法人の場合、ご担当部署またはご担当者 \_\_\_\_\_

お電話 \_\_\_\_\_

e-mail \_\_\_\_\_

受領書送付先(上記ご住所やお名前と異なる場合) \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

寄付金額 口 金 円 也 \_\_\_\_\_

## (確認事項)

1. 右記記載の規程にある第7条「個人情報保護」に基づいた個人情報の取り扱いに同意致します。

ご署名 \_\_\_\_\_

2. 当協会のHPや会報など一般公開の媒体へのご寄附者一覧へのご芳名掲載を

許可する 許可しない (いずれかにチェックをお願いいたします)

3. (お申込者が未成年の場合)民法第5条(未成年者の法律行為)により、下記の法定代理人(保護者等)が寄附に同意します。

お名前 \_\_\_\_\_

## 一般社団法人日本芸術文化友好親善協会 寄附金取扱規程

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本芸術文化友好親善協会(以下、「本法人」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (寄附金の定義及び募集)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- 特定寄附金 広く一般社会に使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

3 本法人は常時、一般寄附金を募ることができる。

## (寄附条件)

第3条 本法人が受け入れる寄附は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当しないことを条件とする。

- 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき  
(イ) 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は利権を供与すること  
(ロ) 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すこと  
(ハ) 寄附金による学術研究等の結果得られた知的財産権を寄附者に譲渡し、又は、無償で使用させること  
(ニ) 寄附金の使用について、寄附者が会計監査を行うこと  
(ホ) 寄附金を受け入れることにより本法人に財政負担を伴わせること  
(ヘ) その他、法人運営上支障があると理事長が認めた場合
- 寄附金等を受け入れることにより、本法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が本法人の定款第3条に定める目的の達成及び第4条に定める目的事業の遂行に資するものでないとき

## (寄附の手続き)

第4条 寄附金等本法人に寄附しようとするものは、書面(電磁的方法によるものを含む)にて寄附金の申し込みを行う。

2 本法人は、前項により寄附金の申し込みを受領したときには、第3条の条件を満たすこと及び第5条に記載「寄附金の使途」を寄附者が承諾していることを確認し、寄附金等の受け入れを行う。

3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、寄附の受け入れに必要な書類を送付する。

## (寄附金の使途)

第5条 一般寄附金は、定款第4条の目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

2 特定寄附金は、寄附者の特定した使途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

3 前2項の費用配分は、理事会において決定する。

## (受領書等の送付)

第6条 寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本法人の目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

## (個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、個人情報保護に関する法律等に基づき細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

## (補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

## (制定及び改廃)

第9条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

## (附則)

この規程は、令和元年5月7日から施行し、令和元年5月22日から適用する。